

行為規制の遵守に関する規程

令 2. 3.18 制定

令 7. 1.31 現在

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、送配電等業務における行為規制に関して遵守すべき基本的事項を定めることにより、ネットワーク運営の公平性・公正性を確保することを目的とする。

2 当社の全ての役員および従業員は、本規程および関連する社内外ルールを遵守し、ネットワーク運営の公平性・公正性の確保に努めなければならない。

第2条（用語の定義）

この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 役員および従業員

取締役および従業員の総称をいう。

(2) 特定関係事業者

次のものをいう。

a. 北陸電力株式会社

b. 北陸電力株式会社の子会社等であって小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業を営むもの

c. 北陸電力株式会社の子会社等であって小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業を営む子会社を持つもの

(3) 託送供給等契約者

小売電気事業者や発電事業者など、当社との間で託送供給契約または電力量調整供給契約を締結または締結予定の電気供給事業者（新規に事業を営もうと意図している者を含む。）をいう。

(4) 託送供給等業務

託送供給および電力量調整供給の業務をいう。

(5) 送配電等業務

託送供給等業務その他の変電、送電および配電に係る業務をいう。

(6) 一般送配電業務

送配電等業務その他の一般送配電事業の業務をいう。

(7) 特定送配電等業務

一般送配電業務のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- a. 非公開情報を入手することができる業務
 - b. 送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの
- (8) 機密情報
託送供給等業務に関して知り得た託送供給等契約者、発電者または需要者の情報であつて、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得るものをいう。
- (9) 非公開情報
託送供給等業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。
- (10) 託送供給部門
託送供給等業務を行う部門をいう。
- (11) 送配電部門
送配電等業務を行う部門をいう。
- (12) 発電部門
特定関係事業者において、発電設備に係る計画・工事等を行う部門をいう。
- (13) 小売部門
特定関係事業者において、電気の販売、営業活動および需給契約等を行う部門をいう。
- (14) 電力取引部門
特定関係事業者において、卸電力取引市場における電気の調達・販売を行う部門をいう。
- (15) 特定卸供給部門
特定関係事業者において、電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者または特定送配電事業者へ卸供給を行う部門をいう。
- (16) コンプライアンス推進部門
全社的なコンプライアンス推進の総括業務を行う部門をいう。
- (17) 内部監査部門
業務執行箇所から独立した立場で内部監査業務を行う部門をいう。
- (18) 3線ディフェンス体制
3つのディフェンスライン（第1線/第2線/第3線）により、複層的にリスク管理を行う組織体制をいう。
第1線は、業務執行箇所（コンプライアンス推進部門および内部監査部門を除く本店、支社、事業所）を指す。
第2線は、コンプライアンス推進部門を指す。
第3線は、内部監査部門を指す。

第2章 禁止行為

第3条（情報の目的外利用・提供の禁止）

全ての役員および従業員（当社の役員および従業員ではなくなった者も含む。以下本条において同じ。）は、機密情報を託送供給等業務以外の目的に利用し、または提供してはならない。

なお、機密情報は個人情報を含む場合があるため、個人情報保護法に留意し、適切に取扱わなくてはならない。

- 2 託送供給等業務に携わる役員および従業員は、次のことを遵守しなければならない。第1号については、過去に託送供給等業務に携わった者も同様とする。
 - (1) 機密情報は、託送供給等業務に携わる者以外に提供してはならない。ただし、当該情報提供者の承諾がある場合など正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - (2) 機密情報の記載のある文書・データを託送供給等業務に携わる者以外の者が目的外に利用できないように厳重に保管する。
 - (3) 機密情報の伝達等にあたっては、符号化して必要最小限の内容にとどめる等により、目的外に利用できないように厳格に管理する。ただし、工事の実施や系統運用等を行う上でやむを得ない場合はこの限りではない。
 - (4) 託送供給等業務に携わる者は、小売部門、発電部門または特定卸供給部門の業務は行わない。ただし、事故停電対応、小規模事業所における業務および水力発電所の工事・保守・運用等の業務は、これらの部門と連携して行うことができる。
- 3 託送供給部門以外の役員および従業員は、託送供給等業務に携わる者に機密情報の提供を要求してはならない。

第4条（情報連絡窓口）

託送供給等契約者との託送供給等に関する情報連絡窓口は、ネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所とする。

第5条（差別的取扱いの禁止）

全ての役員および従業員は、送配電等業務において、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与えてはならない。

第6条（その他の競争関係阻害行為の禁止）

当社が用いる商標は、当社の独自商標とし、特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのあるグループ商標を単独で用いてはならない。ただし、2020年3月以前に設置したものであって、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板、マンホール等における目立たない刻印、電柱に埋め込まれたサイズの小さい番号札・標示板など、電気供給事業者間

の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられる場合はこの限りではない。

- 2 当社は、特定関係事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行ってはならない。

第7条（グループ内の取引条件）

当社は、通常取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、特定関係事業者および特殊の関係のある者との取引を行ってはならない。

第8条（業務の委託）

当社は、特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社等に送配電等業務を委託してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 災害その他非常の場合において、一時的に委託する場合
- (2) 業務を受託する者（以下、「受託者」という。）が、当社の子会社である場合
- (3) 前各号のほか、以下のいずれにも該当しない場合
 - a. 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
 - b. 小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき
 - c. 受託者を公募することなく業務を委託することについて合理的な理由がない場合
- 2 当社は、最終保障供給または離島等供給の業務を公募することなく特定関係事業者へ委託してはならない。ただし、災害その他非常の場合において、一時的に委託する場合は公募を要しない。
- 3 前項の受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行なわなければならない。

第9条（業務の受託）

当社は、特定関係事業者から小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 災害その他非常の場合において、一時的に受託する場合
- (2) 前号のほか、以下のいずれにも該当しない場合
 - a. 送配電部門が受託することにより、当該業務の成果を高めることができる場合
 - b. 合理的な理由なく、グループ内外で条件等に差を設けて受託する場合
- 2 前項ただし書に基づく受託にあたっては、当社は、委託に応じることが可能な業務を公表し、他の事業者からも合理的な範囲で受託する。

第3章 体制の整備等

第10条（物理的隔絶）

当社と特定関係事業者の執務室は、物理的に隔絶し、入室制限等を行う。

第11条（システム要件の構築）

託送供給部門において、非公開情報の管理の用に供するシステムは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、特定された者のみが当該情報を入手できるようにアクセス制御を行うものであること
- (2) 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容および当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを5年間保存するものであること（ただし、入退室記録等により、当該システムを操作しうる者が限定可能な場合にあつては、当該入退室記録をもってその記録とする。）
- (3) 前号の記録について、第1号において特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかを定期的に確認することができるものであること

第12条（システムログ解析）

非公開情報の管理の用に供するシステムを利用する箇所は、前条第2号に基づき保存された記録について、同条第1号において特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかを定期的に確認する。

第13条（システム物理分割）

非公開情報の管理の用に供するシステムは特定関係事業者と共用しない。ただし、次に掲げるシステムにあつては、この限りでない。

- (1) 非公開情報のうち当社の特定期間事業者以外の小売電気事業者の小売供給の相手方に関する情報及び電力の売買取引に関する情報を保有するシステムでないシステム
- (2) 2024年4月1日時点において特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了していないシステム（当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間に限る。）

第14条（情報の取扱い）

全ての役員および従業員は、第3条に定める事項および関連する社内規則に基づき、一般送配電業務に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

第15条（情報管理責任者）

一般送配電業務に関する情報管理を徹底するため、情報管理責任者を置く。

- 2 前項で定める情報管理責任者は、社長とする。
- 3 情報管理責任者は、半期に一度、第3条に定める機密情報の管理状況の報告を受け、問題があると判断した場合は管理方法等の見直しを指示する。
- 4 情報管理責任者は、前項に定めるほか、前条に定める事項が従業員によって遵守されるよう管理を行う。

第16条（管理部門の設置）

従業員が一般送配電業務を実施するに当たり、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分または約款もしくは社内規則その他の規則をいう。以下に同じ。）に適合しない行為または電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするため、管理部門を設置し、当該部門は従業員が一般送配電事業を実施するに当たり遵守すべき規則ならびに当該業務の方法および手順に係るマニュアルを整備する等、必要な措置を実施する。

- 2 前項で定める管理部門は、第2線（コンプライアンス推進部門）とする。

第17条（研修の実施）

情報管理責任者は、一般送配電業務に関する情報の取扱いに係る社内規則が、役員および従業員によって遵守されるよう、必要な研修を行う。

第18条（取引および連絡調整の経緯等の記録・保存）

託送供給部門は、託送供給等業務について、小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者との取引および連絡調整の経緯およびその内容を記録し、これを5年間保存する。ただし、日常的な問合せへの対応など、軽微なものはこの限りではない。

第19条（法令遵守責任者の設定）

一般送配電業務の運営および内容について、法令等を遵守するため、法令遵守責任者を置く。

- 2 前項で定める法令遵守責任者は、社長とする。

第20条（法令遵守体制の整備）

法令遵守責任者は、一般送配電業務が法令等に適合することを確保するための社内規則および計画を整備・運用し、その業務執行の状況を監視する。

- 2 法令等遵守の確実化のため、3線ディフェンス体制を整備し、その役割を明確にする。

・第1線（業務執行箇所）は、業務執行における法令等遵守状況のセルフチェックを実施することにより、リスクを適切に認識・評価し、各リスクに対する実効的な対策を行う。

・第2線（コンプライアンス推進部門）は、第1線によるリスク評価を起点とする法令等遵

守プログラムの立案・実行・モニタリングを行う。また、業務執行箇所と緊密な関係を構築し、必要に応じて、業務執行箇所に対する助言・支援を適時適切に行う。

・第3線（内部監査部門）は、第1線および第2線とは独立した立場から、第1線が業務執行における法令等遵守状況のセルフチェックを実施しているか、第2線の法令等遵守プログラムが十分に機能しているか等、全社的な法令遵守体制の適切性について監視を行う。

第21条（監視部門の設置）

一般送配電業務の適正性を確保するため、一般送配電業務の実施状況を監視する部門（以下、「監視部門」という。）を設置する。

2 前項で定める監視部門は、第3線（内部監査部門）とする。

第22条（監視の実施）

監視部門は、次の事項について、その実施状況を監視する。

- (1) 一般送配電業務に関する情報の取扱いが適正であること
 - (2) 一般送配電業務の運営および内容について、法令等を遵守するものであること
- 2 監視部門は、前項の監視の結果を取締役会および経営会議に報告する。

第23条（不適切事象の早期発見等の体制整備）

託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の不適正な利用もしくは提供がなされたこと、または業務において法令等に適合しない行為もしくは電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する業務の運営がなされたことを早期に発見し、必要な調査および適正な対処を行う体制を整備する。

2 前項の体制整備として、第1線は業務執行における法令等遵守状況等のセルフチェックを実施し、第2線はその実施状況をモニタリングする等の取組みを行う。

第4章 兼職、人事異動

第24条（兼職の制限）

当社の取締役は、特定関係事業者の役員または従業員との兼職を行ってはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 当社において、以下に掲げる措置をいずれも講じていること
 - a. 兼職を行う者（以下、「兼職者」という。）が非公開情報を入手できないことを確保するための措置
 - b. 兼職者が、送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置
- (2) 特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の経営

管理に係わる業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じていること

- 2 当社は、次の各号に掲げる特定関係事業者の従業員を、特定送配電等業務に従事させてはならない。
 - (1) 小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある者
 - (2) 小売供給契約に関する業務を行う部門において、需要家に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にある者（前号に該当するものを除く。）
 - (3) 小売電気事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にある者（前2号に該当するものを除く。）
 - (4) 電源開発についての計画の策定に関する業務を行う部門において、当該計画に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にある者（第1号に該当するものを除く。）
 - (5) 発電事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にある者（第1号に該当するものを除く。）
 - (6) 特定卸供給事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にある者（第1号に該当するものを除く。）
- 3 当社は、当社と特定関係事業者との間において兼職者がいる場合には、あらかじめ、次の事項を電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、公表する。
 - (1) 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性
 - (2) 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
 - (3) 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況

第25条（人事異動の制限）

当社の取締役について、退任後原則として2年間を経ずに、特定関係事業者の取締役に就任させ、または小売部門、電力取引部門、発電部門（電源開発計画の策定業務を行う箇所に限る）および特定卸供給部門へ異動させてはならない。

- 2 託送供給等契約者との託送供給等に関する情報連絡窓口（ネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所）、基幹系統の計画を策定する箇所ならびに個別の小売電気事業者または発電事業者の情報を取り扱う箇所から、特定関係事業者の取締役ならびに小売部門、電力取引部門、発電部門（電源開発計画の策定業務を行う箇所に限る）および特定卸供給部門への直接の人事異動は行わない。